

資料編

1 武蔵村山市子ども・子育て会議条例

武蔵村山市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、武蔵村山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。

2 前項に規定するもののほか、子ども・子育て会議は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下単に「子ども・子育て支援」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員12人で組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 2人
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業の従事者 3人
- (3) 教育関係者 1人
- (4) 関係行政機関の職員 1人
- (5) 法第6条第2項に規定する保護者 3人
- (6) 公募による市民 2人

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部保育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。
(武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年村山町条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年3月4日条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 武蔵村山市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	区分	所属等	備考
◎佐々加代子	学識経験者	白梅学園大学教授	
○布田 傑	学識経験者	元武蔵村山市健康福祉部生活福祉・児童保育担当参事	
志茂有山	事業従事者	法人立保育園長会代表者 (まどか保育園園長)	
乙幡真由美	事業従事者	私立幼稚園長会代表者 (いずみ幼稚園副園長)	
大友健二	事業従事者	認証保育所代表者 (株大友保育企画代表取締役)	
染谷由之	教育関係者	公立小学校長会代表者 (市立第三小学校校長)	
藤沢 浩	関係行政機関	小平児童相談所代表者	平成26年4月1日～
田江孝大	関係行政機関	小平児童相談所代表者	～平成26年3月31日
小幡香奈子	子どもの保護者	法人立保育園保護者代表者 (テマリ第二保育園保護者)	
増田正恵	子どもの保護者	私立幼稚園保護者代表者 (いずみ幼稚園保護者)	
篠崎真弓	子どもの保護者	学童クラブ保護者代表者	
齋藤志保	公募市民	市民代表者	
安彦祥子	公募市民	市民代表者	

◎:会長 ○:副会長

3 武蔵村山市子ども・子育て会議開催経過

日時・場所	会議の開催経過
日時： 平成25年9月19日（木） 午前10時から 場所： 市役所301会議室	第1回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 会長及び副会長の選出について 2 子ども・子育て会議の公開に関する運営要領の制定について 3 子ども・子育て会議の所掌事務等について 4 「次世代育成支援行動計画（後期）」の進捗状況について
日時： 平成25年10月21日（月） 午前10時から 場所： 市役所301会議室	第2回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 ニーズ調査票（案）について
日時： 平成26年1月27日（月） 午前10時から 場所： 市役所301会議室	第3回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 ニーズ調査の分析結果について
日時： 平成26年2月24日（月） 午前10時から 場所： 中部地区会館401大集会室	第4回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 アンケート結果について（就学前児童） 2 人口推計について 3 サービス需要量の見込みについて
日時： 平成26年4月14日（月） 午前10時から 場所： 市役所301会議室	第5回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 アンケート結果について（就学前児童・就学児童） 2 人口推計値の補正について 3 サービス需要量の見込みについて 4 事業計画の中間とりまとめ（案）について
日時： 平成26年5月26日（月） 午前10時から 場所： 中部地区会館403集会室	第6回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 サービス需要量の見込みについて 2 事業計画の中間とりまとめ（案）について 3 その他

日時・場所	会議の開催経過
日時： 平成26年7月14日（月） 午後2時から 場所： 中部地区会館405会議室	第7回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 サービス需要量の見込みについて 2 確保方策（案）について 3 武蔵村山市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況について
日時： 平成26年7月28日（月） 午前10時から 場所： 市役所301会議室	第8回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外のニーズについて 2 妊婦健康診査等について 3 夜間保育のニーズについて 4 （仮称）武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画について
日時： 平成26年8月18日（月） 午前10時から 場所： 中部地区会館403集会室	第9回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 妊婦健康診査等について 2 （仮称）武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画について
日時： 平成26年9月19日（金） 午後2時から 場所： 市役所301会議室	第10回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 前回会議での意見等について 2 （仮称）武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画について
日時： 平成26年10月27日（月） 午前10時から 場所： さくらホール（市民会館） 遊戯室	第11回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 （仮称）武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画について
日時： 平成26年11月17日（月） 午前10時から 場所： さくらホール（市民会館） 遊戯室	第12回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 （仮称）武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画について

日時・場所	会議の開催経過
日時： 平成27年1月19日（月） 午前10時から 場所： 市役所301会議室	第13回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 パブリックコメントの実施結果について 2 子ども・子育て支援事業計画の修正事項等 について
日時： 平成27年2月6日（金） 午前9時から 場所： 市公室	武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画（原案）を市長 に報告

4 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会設置要綱

武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し、具体的な作業を総合的かつ円滑に進めるため、武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人で組織する。

2 委員は、健康福祉部子ども家庭担当部長、同部高齢・障害担当部長、企画財務部企画政策課長、生活環境部協働推進課長、健康福祉部地域福祉課長、同部障害福祉課長、同部保育課児童担当課長、同部健康推進課長、教育部教育総務課長、同部文化振興課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は健康福祉部子ども家庭部長の職にある委員を、副委員長は同部高齢・障害担当部長の職にある委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部保育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

5 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会委員名簿

氏名	職名	備考
◎田代 篤	健康福祉部子ども家庭担当部長	平成26年4月1日～
◎小峯 邦明	健康福祉部長	～平成26年3月31日
○高尾 典之	健康福祉部高齢・障害担当部長	平成26年4月1日～
○中村 政義	健康福祉部高齢・障害担当部長	～平成26年3月31日
神子 武己	企画財務部企画政策課長	
岡野 佳子	生活環境部協働推進課長	平成26年4月1日～
雨宮 則和	生活環境部協働推進課長	～平成26年3月31日
福井 勇	健康福祉部地域福祉課長	平成26年4月1日～
石川 浩喜	健康福祉部地域福祉課長	～平成26年3月31日
川島 一利	健康福祉部障害福祉課長	
小川 和男	健康福祉部保育課児童担当課長	平成26年10月1日～
河野 幸雄	健康福祉部保育課児童担当課長	平成26年4月1日～ 平成26年9月30日
荒田 誠	健康福祉部子育て支援課保育担当課長	～平成26年3月31日
有山 友規	健康福祉部健康推進課長	
松下 君江	教育部教育総務課長	平成26年4月1日～
中野 育三	教育部教育総務課長	～平成26年3月31日
山田 義高	教育部文化振興課長	平成26年4月1日～
	教育部生涯学習スポーツ課長	～平成26年3月31日

◎:会長 ○:副会長

6 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会開催経過

日時・場所	会議の開催経過
日時： 平成25年10月18日(金) 午後1時15分から 場所： 中部地区会館406会議室	第1回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 子ども・子育て支援事業検討委員会について 2 「次世代育成支援行動計画（後期）」の進捗状況について 3 ニーズ調査の実施概要（予定）及び調査票（案）について
日時： 平成26年1月23日(木) 午前9時30分から 場所： 市役所301会議室	第2回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 ニーズ調査の分析結果について
日時： 平成26年10月30日(木) 午後2時から 場所： 中部地区会館405会議室	第3回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 （仮称）武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画について
日時： 平成26年11月14日(金)	（仮称）武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画（素案）を市長に報告

7 用語解説

■ あ 行

赤ちゃんふらっと

小さな子どもを連れての方が安心して出かけられるよう整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称

育児休業制度

労働者は、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる制度のこと。

なお、子が1歳以降、保育所に入れられないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業期間を延長することができる。

一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

■ か 行

家庭的保育事業

乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

子育てサークル

情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的集まる子育て家庭の親からなるグループのこと。

子育てセンター事業

子ども家庭支援センターと連携を図り、地域の子育て家庭（これから子育てをはじめめる家庭を含む。）を支援するため、保育所の子育てに関する経験、知識等を活用し、子育てについての相談等を実施する事業

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方を基本に、その上で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指す。

コミュニティスクール

学校運営協議会（保護者や地域の方等の意向を学校運営に反映させる学校内の協議会）を設置した学校

■ さ 行

施設型給付

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付のこと。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員6人～19人）を対象とした保育のこと。

ショートステイ

保護者が疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に保育所等において、有料又は無料で7日以内の範囲で預かる事業

■ た 行

地域型保育給付

地域型保育事業を対象とした給付のこと。

地域型保育事業

少人数の単位で、主に3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。

地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

特定教育・保育施設

区市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のこと。

トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により平日の夜間等に不在となり家庭において児童を養育することが困難な場合等に、有料又は無料で保育所等において預かる事業

■ な 行

入院助産

入院して分べんする必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦に対して、分べんの介助、前後の処置及び看護費用について援護する事業

乳幼児全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

認証保育所

東京都独自の認証基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設

認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けている施設

■ は 行

病後児保育

病気の回復期にある児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

病児保育

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

放課後子ども教室

放課後に子ども達の居場所をつくるため、その学校に通学する子どもを対象に、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動を実施する事業

放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。本市においては「学童クラブ」という名称で実施しており、事業の利用には育成料が必要となる。

■ や 行

ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差異、障害、能力の如何を問わず利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

■ わ 行

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

8 年齢区別の人口の推移と将来設計

武蔵村山市第四次長期総合計画の将来人口予測との整合性をとりつつ、過去の実績値を勘案しながら、今後の0～11歳人口を予測しました。

(単位:人)

区分	実績値		推計値				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
人口 総数	71,975	71,991	72,700	73,400	74,100	74,700	74,500
0～11歳	8,751	8,590	8,389	8,132	7,902	7,614	7,386
0歳	542	556	523	508	496	488	483
1歳	641	553	580	563	547	534	523
2歳	616	667	594	582	565	549	534
3歳	720	631	649	592	580	563	548
4歳	758	728	624	651	594	582	572
5歳	804	766	725	618	645	588	571
6歳	753	802	756	721	614	641	596
7歳	805	757	801	756	721	614	644
8歳	763	813	761	808	763	728	616
9歳	802	753	812	760	807	762	726
10歳	758	813	764	813	761	808	765
11歳	789	751	800	760	809	757	808

備考 数値は各年度4月1日のものを用いている。ただし、推計値のうち人口総数の数値については、武蔵村山市第四次長期総合計画の将来人口予測との整合性を図るため10月1日のものを用いている。